

## 筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 6 日

大分地方法務局筆界特定登記官

### 記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 1 1 号

対象土地 由布市湯布院町川上字馬場 2 1 5 4 番

由布市湯布院町川上字馬場 2 1 5 5 番 2

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

有限会社 日本倉庫

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。